

いわき市好間工業用水道事業の概要

1 経緯

好間工業用水道は、建設時に福島県と本市との間で「覚書」を取り交わし、当該工業用水道施設の完成後に本市に譲渡する計画のもと、福島県による施設の整備が行われました。

この「覚書」に基づき、令和4年9月21日に、福島県と本市との間で「好間工業用水事業の譲渡に関する契約」が締結されたことから、同年10月1日から、いわき市水道局が好間工業用水道事業を運営することになりました。

小玉ダムを水源として夏井川の愛谷堰にある赤井取水場から河川表流水を取水し、取水口から約100m高い位置にある好間浄水場において、浄化後、いわき好間中核工業団地に立地する企業に工業用水を供給しています。

2 施設の概要

- (1) 名称： 好間浄水場（好間工業団地 39）
- (2) 給水能力： 10,000 m³/日
- (3) 契約水量： 9,930 m³/日（契約率 99.3%）
- (4) 契約企業： 9社

<好間工業用水道の取水から配水までの流れ>

- 赤井取水場（無人・自動運転） ⇒ 好間浄水場（浄化工程：無人・自動運転） ⇒ 自然流下（浄水場より低位置）又は増圧ポンプ場で増圧配水（浄水場より高位置）

3 水質の測定

工業用水道事業法第19条の規定に基づき、取水及び配水に係る毎日測定項目（表1）については、北部浄水場管理室（中央監視室）が連続監視するとともに、配水に係る定期測定項目（表2）については、水質管理センターが年に2回のサンプリング測定を実施します。

測定地点：好間浄水場の取水及び配水

測定方法：日本産業規格 JIS K 0102（工業用水・工場排水試験方法）及びこれに適用のある自動測定法

<取水及び配水>

表1 毎日測定項目及び測定頻度（北部浄水場管理室の中央監視室）

No.	測定項目	基準値	測定頻度
1	水温	常温	毎日（連続）
2	濁度	15 以下	〃
3	水素イオン濃度	6.0 以上 8.5 以下	〃

* 基準値は、いわき市工業用水道事業給水条例（令和4年6月22日いわき市条例第12号）によります。

<配水>

表2 定期測定項目及び測定頻度（水質管理センター）

No.	測定項目	基準値	測定頻度
1	水温	常温 *1	年に2回
2	濁度	15 以下 *1	〃
3	水素イオン濃度	6.0 以上 8.5 以下 *1	〃
4	アルカリ度	75 mg/L *2	〃
5	硬度	120 " *2	〃
6	蒸発残留物	250 " *2	〃
7	塩素イオン	80 " *2	〃
8	鉄	0.3 " *2	〃
9	マンガン	0.2 " *2	〃

*1 いわき市工業用水道事業給水条例（令和4年6月22日いわき市条例第12号）の水質基準によります。

*2 工業用水道の供給標準水質の基準値（昭和46年日本工業用水協会・工業用水水質基準策定委員会）によります。

なお、当該数値は、工業用水道使用者全体の用途を考慮して効率的・経済的に定めたものであることから、取水の水質の状況によっては、工業用水道の供給水質が上表により難しい場合があります。

4 水質測定結果の公表

水質管理センターによる年に2回の配水に係る定期測定結果（表2）については、その都度、本市の水道局ホームページ上に掲載します。

（公表サイト）

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1680239172456/index.html>